

安全・安心な横浜 MICE 開催支援助成金 申請のご案内

■ 申請受付期間 ■

令和 2 年 10 月 1 日～令和 3 年 2 月末
(※予算上限に達した時点で受付を終了します。)

■ 助成対象となる MICE の実施期間 ■

令和 2 年 10 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

公益財団法人 横浜観光コンベンション・ビューロー

お問い合わせ・申請書類提出先

安全・安心な横浜 MICE 開催支援助成金申請受付事務局

〒231-0023 横浜市中区山下町 2 産業貿易センタービル 1 階

電話: 045-221-2113 (受付時間:9:00~17:00 土日祝日除く)

e-mail: anzen@ycvb.or.jp

申請書類等は、以下の URL からダウンロードしてください。

<https://business.yokohamajapan.com/mice/ja>

安全・安心な横浜 MICE 開催支援助成金 申請のご案内

1 助成の目的

横浜市内で MICE を開催する主催者を対象に、開催に伴う経費負担を軽減するための支援(開催経費の一部助成)を行い、市内経済の活性化を図ります。

2 助成対象事業

(1) 横浜で開催される MICE のうち、下記に定める要件に合致するもの。

区分	区分別要件
企業ミーティング (M) 及び インセンティブ (I)	1 主催者：団体及び企業 2 会場：自社管理施設以外の施設を会場とすること 3 参加者数：50 人以上
コンベンション (C)	1 主催者：国際機関・国際団体または国家機関・国内団体 2 参加者数：50 人以上
展示会・見本市・イベント (E)	1 主催者：団体及び企業 2 展示面積：700 平方メートル以上 3 内容：B to B (企業間取引) のみ対象とする (注)
	全区分共通要件
	1 市内施設を会場とすること 2 開催期間 1 日以上 (1 日の開催時間は 2 時間以上)

(注) 営利目的 (即売会、バーゲンセール等) や交流目的 (同窓会、忘年会、新年会、謝恩会等) の催事は対象外とします。

(2) 令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに横浜市内で開催される MICE

(3) 横浜市と公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー (以下、「YCVB」という。) が定める『安全・安心な横浜 MICE ガイドライン』に準拠して開催されるもの

『安全・安心な横浜 MICE ガイドライン』 <https://business.yokohamajapan.com/mice/ja>

下記の事項に該当する事業の場合は、助成金交付の対象としない。

(1) 宗教及び政治的活動を目的とするもの。

(2) 公序良俗に反するもの。

(3) 暴力団等に関係があるもの。

ア 横浜市暴力団排除条例 (平成 23 年 12 月横浜市条例 51 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等または同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。

イ 神奈川県暴力団排除条例 (平成 22 年神奈川県条例第 76 号) 第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実があるとき。

(4) 本助成金以外の補助金、助成金等を横浜市から受けている、又は受ける予定であるもの。

3 助成対象経費

MICE の開催に伴う経費のうち、市内事業者から調達した経費とし、下記に該当するもの。

- (1) 会場費
- (2) オンライン形式・ハイブリット形式・リアル会議等の新たな MICE 開催に必要な映像、通信 (Wi-Fi 等) の機材費、設置工事費
- (3) 受付登録システム等の導入に伴う機材費、設置工事費
- (4) 消毒液、マスク、フェイスシールド、飛沫感染防止シート、体温計、サーモグラフィ購入等の感染予防対策費
- (5) その他助成対象と認められた MICE の開催に伴う経費

4 助成金額等

助成金予算の範囲内において、助成対象経費の 3 分の 2 以内 (上限額 1,000 万円)

※助成額は、1,000 円単位とし、申請額に 1,000 円未満の端数があった場合は切り捨てます。

5 交付申請者

交付対象となる要件を満たす MICE を主催する団体・企業

(注) 個人での申請はできません。

6 申請方法

MICE の開催期日の 1 か月前までに、交付申請書 (第 1 号様式) に加えて、下記の書類を提出してください。

- (1) 会議等の全体概要が分かる書類
- (2) 会議等の収支予算書及び対象となる経費の見積書
- (3) 団体の規約類及び役員名簿
- (4) その他 YCVB が必要と認めるもの

*但し、令和 2 年 10 月中に開催する MICE に係る申請については、令和 2 年 10 月 30 日までに提出できるものとします。

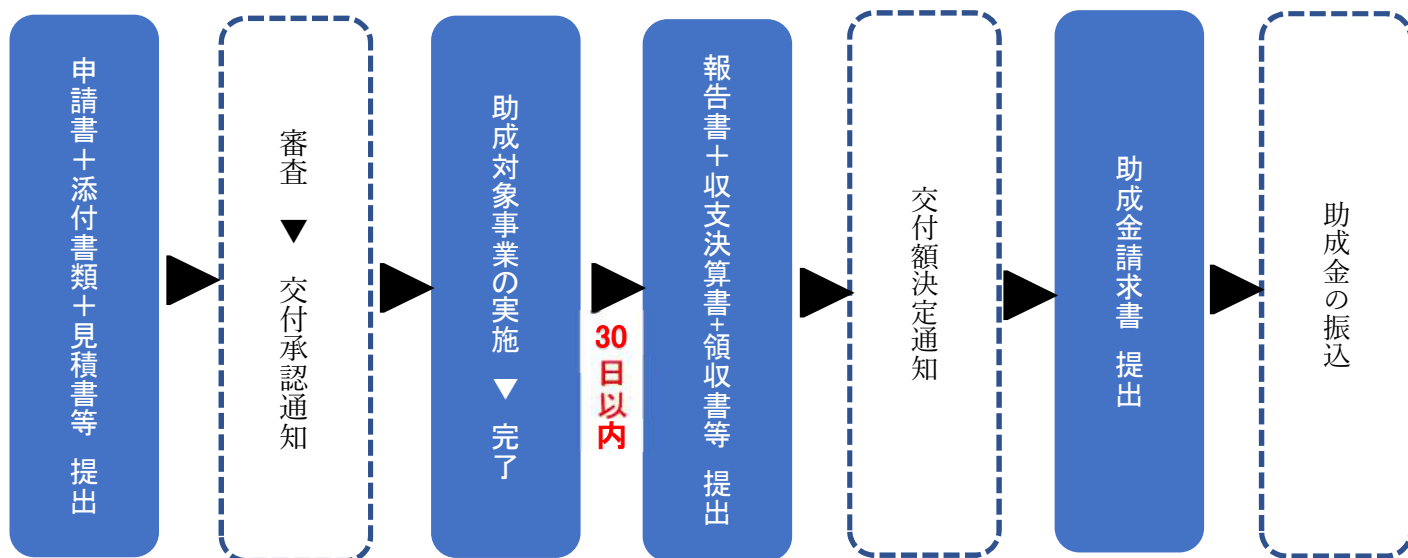
*申請書類等は、以下の URL からダウンロードしてください。

<https://business.yokohamajapan.com/mice/ja>

7 申請～実績報告～支払いまでの流れ

※ MICE の事業終了後 30 日以内に事業終了報告書を提出してください。

※申請者に行っていただく手続きは [] の部分です



＜実績報告書類＞ 事業終了報告書(第6号様式)に加えて、次の書類を提出してください。

- ① 事業実績報告書（会議報告書、当日プログラム等、当日の開催内容が分かるもの）
- ② 収支決算書（様式は任意）
- ③ 助成対象となる経費の内訳がわかる領収書の写し
 - * 領収書の発行者欄に横浜市内の「住所」が記載されていること
 - * 内訳がわからない場合は、領収書に加えて、内訳がわかる請求書等の写しも提出してください。

・＜申請受付期間＞

令和2年10月1日～令和3年2月末

・＜郵送先＞

〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センター1階

公益財団法人 横浜観光コンベンション・ビューロー

安全・安心な横浜 MICE 開催支援助成金 申請受付事務局

※ 提出時に全ての書類を揃えて郵送してください。

8 助成事業完了後の注意事項

助成金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間（令和8年3月末日まで）は関係書類（助成事業に係る関係書類及び帳簿類）の保存が必要です。

9 助成金交付決定の取り消し・助成金の返還

(1) 助成金の交付決定の取り消しについて

申請事項等に虚偽の申請があったことが判明した場合、または申請者から助成を辞退する旨の申し出があった場合は、交付決定の全部または一部の取り消しを行います。

(2) 助成金の返還について

交付決定が取消または減額された場合、既に提供した助成金があれば、その相当金額を返還しなければなりません。

以上